解散公告

当社は、令和八年三月三十一日付けの株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

鹿児島県鹿屋市下祓川町一七九二番地二

はらいがわ調剤薬局有限会社

清算人　三上　陽史

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日付会社法第三一九条第一項の規定による株主総会の書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

鹿児島県鹿児島市下荒田四丁目六番一号二階

株式会社ＩＨ商店

代表清算人　池畠　丈二

解散公告

当法人は、令和八年一月三十日開催の評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

沖縄県中頭郡読谷村字比謝四九四番地

一般財団法人地球大学校

代表清算人　金城　信夫

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

沖縄県中頭郡読谷村字比謝四九四番地

ＫＩＮＧＤＯＭＳ株式会社

代表清算人　金城　信夫

解散公告

当法人は、令和八年一月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

沖縄県中頭郡読谷村字比謝五〇三番地一グラシア大湾三〇二

一般社団法人琉球ぱぴあ王国

代表清算人　金城　信夫

解散公告

当法人は、令和八年一月二十八日開催の評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

沖縄県中頭郡読谷村字比謝二九二―二

一般財団法人地球財団

代表清算人　金城　信夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

札幌市北区あいの里一条三丁目四番八号

医療法人社団めばえこどもクリニック

清算人　有岡　秀樹

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

札幌市西区琴似二条三丁目二番三〇号

医療法人社団琴似産科婦人科クリニック

清算人　永井荘一郎

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月二十四日開催の臨時総会の決議により、令和八年三月三十一日付で解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

栃木県宇都宮市中戸祭町八四八番地

職業訓練法人宇都宮共同高等産業技術学校運営会

清算人　野澤　佳久

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月一日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

岐阜県土岐市下石町折道一七〇七番地

宗教法人日蓮宗下石教会

清算人　本間　久雄

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月一日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

岐阜県瑞浪市土岐町一〇四六番地の三

宗教法人日蓮宗土岐教會

清算人　本間　久雄

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月十一日福岡県知事認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

福岡県糸島市泊一二一六番地二

糸島市泊土地区画整理組合

代表清算人　田中　幸成

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

熊本市南区川尻六丁目三番一五号

医療法人社団上塚会

清算人　吉田　裕利

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議並びに福島県知事の認可により、令和八年二月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

福島県南相馬市小高区上町二丁目二五番地

医療法人上町内科皮フ科クリニック

清算人　鈴木　賛

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月二十七日岐阜地方裁判所高山支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

（登記簿上の主たる事務所）

岐阜県高山市松之木町三四八七番地の一

宗教法人御嶽教覚動教会

清算人　弁護士　清水　卓也

連絡先　岐阜県高山市昭和町二―一〇〇―一〇　大久保ビル二階Ａ号室　清水卓也法律事務所

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十月五日開催の第一三三回臨時組合会で決議し令和八年三月三十一日三重県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月三十一日）の翌日から六箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

三重県津市栄町一丁目八四〇番地

三岐薬剤師国民健康保険組合

代表清算人　杉本　守之

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月七日開催の社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和八年二月五日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月一日

香川県高松市松縄町八二四番地七

医療法人社団フィリーズ

清算人　西本　正賢